

第 3 7 号 議 案

足立区区民ホール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 2 月 2 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区区民ホール条例の一部を改正する条例

足立区区民ホール条例(平成 3 年足立区条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表足立区竹の塚区民ホールの項を削り、同表同西部区民ホールの項を次のように改める。

足立区西部区民ホール 東京都足立区鹿浜二丁目 2 4 番 2 号

第 4 条中「足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「区長」に改める。

第 5 条から第 9 条までの規定及び第 1 1 条中「教育委員会」を「区長」に改める。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「区長」に改め、同条第 3 号中「教育委員会が定める」を「この条例に基づく」に、「教育委員会」を「区長」に改め、同条第 5 号中「教育委員会」を「区長」に改める。

第 1 4 条中「教育委員会」を「区長」に改める。

第 1 5 条を削る。

第 1 6 条中「教育委員会」を削り、同条を第 1 5 条とする。

別表中竹の塚区民ホールの項を削り、同表西部・千住区民ホールの項中「西部・千住区民」を削り、同表の備考第 2 号中「教育委員会」を「区長」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(足立区地域学習センター条例の一部改正)

- 2 足立区地域学習センター条例 (平成 13 年足立区条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「施設」の次に「又は付帯設備」を加える。

別表第 1 中

「

音楽室	2,300円	2,900円	3,600円	8,000円	を
-----	--------	--------	--------	--------	---

」

「

音楽室	2,300円	2,900円	3,600円	8,000円	に
ホール (平日)	5,600円	11,200円	16,800円	30,300円	
ホール (土曜・日曜・休日)	7,600円	14,400円	21,800円	39,300円	

」

改め、同表の備考を次のように改める。

備考

- (1) 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- (2) 付帯設備の使用料は、1 件 1 回につき 5,000 円以内において教育委員会が定める額とする。

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の足立区区民ホール条例の規定により既になされた施設 (足立区竹の塚区民ホールを除く。) の使用の承認その他

の使用に関する手続でこの条例の施行日以後の使用に係るものにつ
い
ては、この条例による改正後の足立区区民ホール条例の規定によりな
された施設の使用の承認その他の使用に関する手続とみなす。

4 この条例による改正前の足立区区民ホール条例の規定により既に
な
された足立区竹の塚区民ホールの使用の承認その他の使用に関する
手
続でこの条例の施行日以後の使用に係るものについては、この条例に
よる改正後の足立区地域学習センター条例の規定によりなされた足
立
区竹の塚地域学習センターの施設の使用の承認その他の使用に関す
る
手続とみなす。

(提案理由)

区民ホールを区長部局の所管とし、竹の塚区民ホールを地域学習セン
ターに移管する必要があるので、この条例案を提出いたします。